

夕刊フジ報道部 御中

様

2020年2月25日にいただいた質問にお答えします。

少額領収書や当該年度の収支報告書等を精査いたしましたが、会計帳簿、収支報告書は、(郵便) 払込取扱票に基づいて正しく処理されておりました。しかし、払込取扱票を振替伝票に貼りつける際、サポート会費と記載されている振替伝票に貼付すべきであるのに、誤ってパーティ代金と記載されている振替伝票に貼付するという事務処理上のミスがあったものがあることが確認されました。

上記の通り、会計帳簿及び収支報告書とも払込取扱票に基づき正しく処理されていますので、サポート会費(民進党サポーター会費)が民進党大阪府連パーティ代金に使用(流用、転用)された事実は一切ありません。

ちなみに、民進党サポーターは1人2000円の会費で広く加入をお願いしており、サポート会費は個人から徴収したものを団体・労働組合などからまとめて送付してもらったものであり、とりまとめた団体・労働組合から受けたものではありません。サポート会費は正しく会計処理されていることも改めて確認しました。

また、選挙管理委員会に問い合わせたところ、開示義務のある少額領収書の周辺部分として提出された振替伝票については、開示義務はなく、したがって訂正もできないということです。

今後も選挙管理委員会の指導に従い、業務を行ってまいります。

2020年2月26日

辻元清美事務所 担当：長谷川